

委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

平成28年6月23日

三木市議会議長 初 田 稔 様

総務環境常任委員長 穂 積 豊 彦

記

1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
第36号議案	三木市保育教諭等修学資金貸与条例の制定について	原案可決
第37号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第39号議案	平成28年度三木市一般会計補正予算（第1号）中、関係部分	原案可決
第40号議案	工事請負契約の締結について	原案可決

2 審査経過

去る6月16日に本委員会を開催し、議案を審査した結果、第40号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決された。

また、第36号議案については、修学資金の貸与を受けた修学生が貸与を取り消された場合等の返還期限を3カ月から3年に改める修正案が提出されたが、賛成少数で否決された。

なお、審査の過程において委員から、第36号議案については、貸与される最高60万円をわずか3カ月で返還を求めるのは返済能力によっては無理があるという意見があった一方、修学資金の返還期限を延長すれば市内の保育施設に就労する意思がないにもかかわらず安易に貸与を受けようとする者が出てくる可能性があるため、それに対する一つの抑止効果となり得る等の意見があった。

このほか、修学資金を貸与する際には、貸与者に対して貸与の取消しや停

止、返還をはじめこの制度の内容について十分に説明されたい。

また、ただし書きにおいて市長が特に必要と認めた場合は分割して返還させることができるがあるが、どういう場合に分割返済できるのかが分からないため、審議にあたっては規則や細則など詳細な資料を提出されたい。

また、第39号議案に関して、保育教諭の処遇改善のため民間園へ支給する一時金については、その配分を民間園の裁量に任せるとしているが、保育教諭の給与のかさ上げを図るという趣旨であれば月額1万5千円を一律に支給すべきである等の意見、要望があった。